

第5次大津市地域福祉計画の 策定について（計画素案）

令和8年9月24日
健康福祉部福祉政策課

目次

1. 計画の策定について	・ ・ ・ ・ ・ P 3
2. 計画期間について	・ ・ ・ ・ ・ P 4
3. 関連計画との関係	・ ・ ・ ・ ・ P 5
4. 包含する計画	・ ・ ・ ・ ・ P 6
5. 計画の策定体制について	・ ・ ・ ・ ・ P 7～P 8
6. 計画策定の経過	・ ・ ・ ・ ・ P 9～P 11
7. 計画素案の構成	・ ・ ・ ・ ・ P 12
8. 計画素案の主な取組	・ ・ ・ ・ ・ P 13～P 15
9. 今後のスケジュール	・ ・ ・ ・ ・ P 16

1. 計画の策定について

骨子案資料から再掲

<計画の概要>

ア 地域福祉計画

- ・社会福祉法第107条の規定に基づき市町村が策定する計画
- ・地域の将来を見据えた地域のあり方や推進に向けての基本的な方向を定める

イ 地域福祉活動計画

- ・社会福祉法第109条の規定に基づき市町村社会福祉協議会が策定する計画
- ・地域住民や社会福祉・保健関係団体や事業者等が主体的に地域で進めていく取組が盛り込まれた民間の行動計画

ウ 両計画の一体策定

- ・実施主体が異なるものの、ともに地域福祉の推進を目的として、互いに補完補強しあう
- ・地域福祉の課題に対する行政の役割と市社協の役割を整理しつつ、同じ理念や方向性のもと、連携をさらに強め、地域福祉の推進を図る

2. 計画期間について

骨子案資料から再掲

<計画期間について>

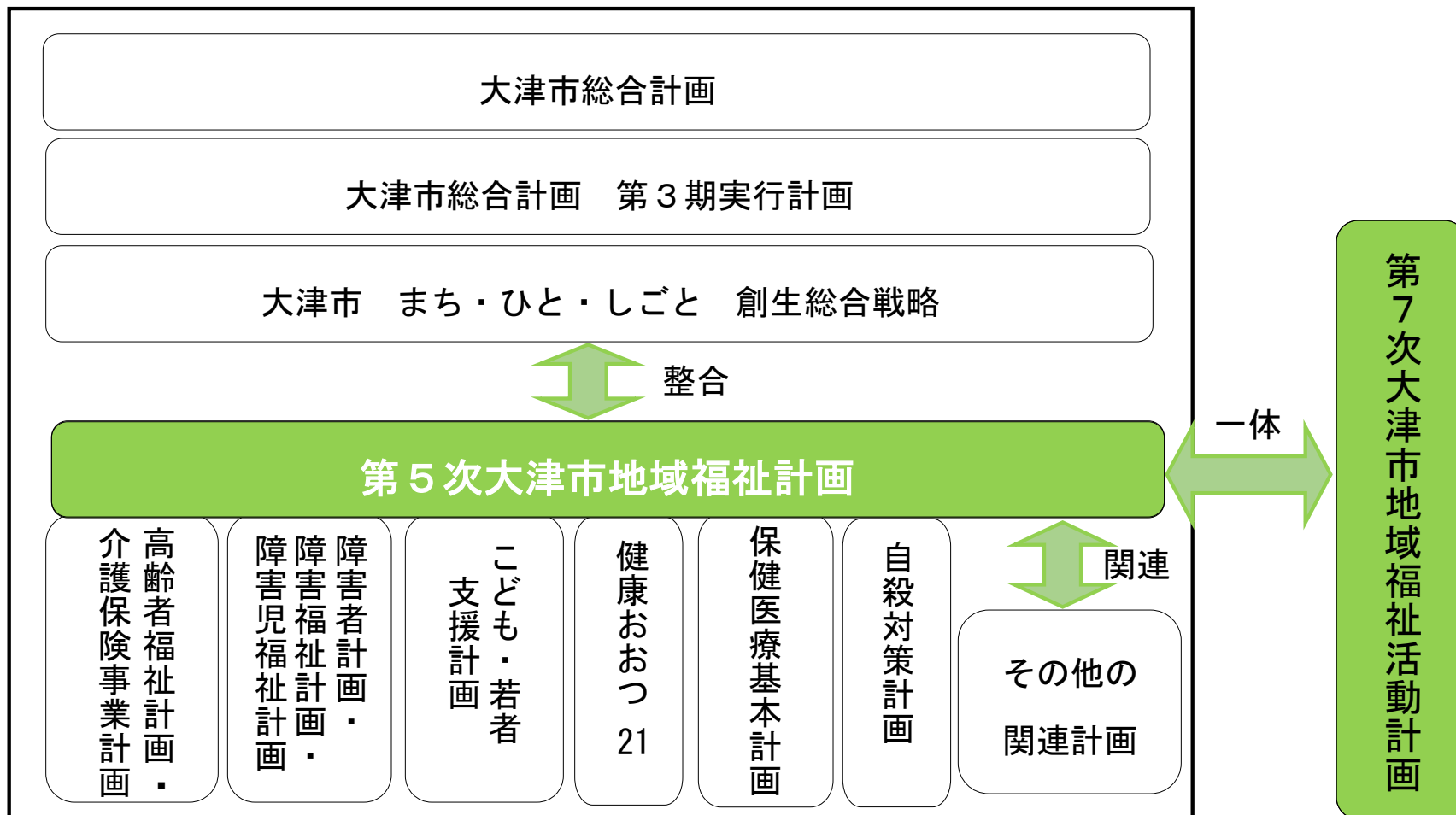
令和9（2027）年度から令和13（2031）年度の5年間

年度		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
大津市 総合計画	基本構想	大津市総合計画									
	実行計画	第2期			第3期			＜次期計画＞			
大津市地域福祉計画 大津市社会福祉協議会 地域福祉活動計画		第4次地域福祉計画・ 第6次地域福祉活動計画					第5次地域福祉計画・ 第7次地域福祉活動計画				
大津市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画		第8期		第9期			＜次期計画＞		＜次期計画＞		
大津市障害者計画				令和6～令和11年度計画					＜次期計画＞		
大津市障害福祉計画 大津市障害児福祉計画		第6期 第2期		第7期 第3期			＜次期計画＞		＜次期計画＞		
大津市こども・若者 支援計画		令和2～6年度計画			令和7～11年度計画				＜次期計画＞		
健康おおつ21		第2次		第3次							
大津市保健医療基本計画		第3期			第4期						
大津市自殺対策計画		現計画					＜次期計画＞				

3. 関連計画との関係

骨子案資料から再掲

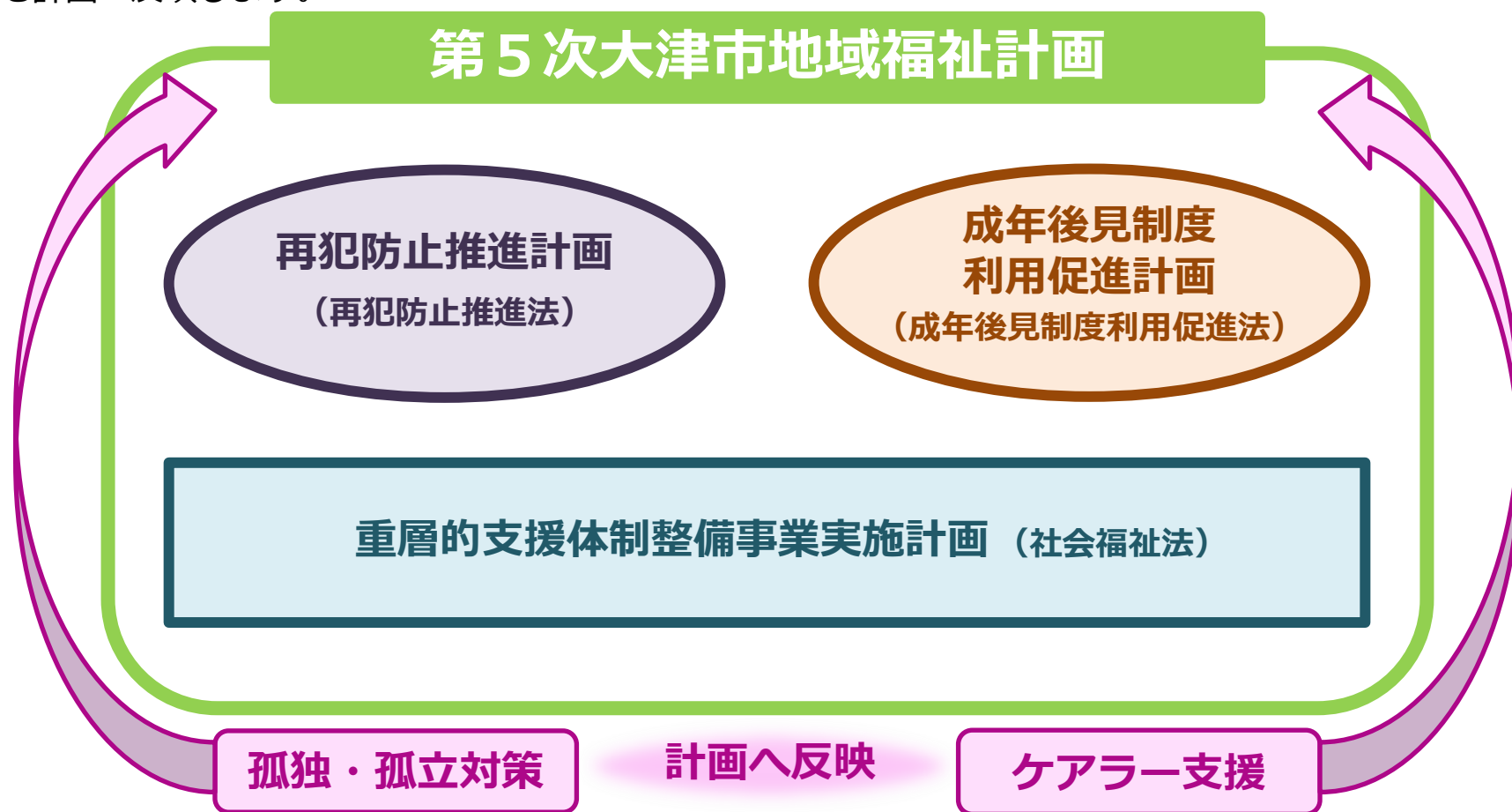
■ 関連計画との関係



4. 包含する計画

第5次大津市地域福祉計画においても引き続き「再犯防止推進計画」、「成年後見制度利用促進計画」を包含するとともに、令和8年度から本格実施となった「重層的支援体制整備事業実施計画」を包含します。

また、近年の地域福祉を取り巻く動向として孤独・孤立対策やケアラー支援などに対する取組みについても計画へ反映します。



5. 計画の策定体制について

骨子案資料から再掲

(1) 会議の役割

- ・策定プロジェクトチーム・庁内ワーキンググループ合同会議は、地域福祉活動に深く関わっていただいている団体等の15名からなる策定プロジェクトチームと、市の地域福祉に関係する部局が参加する庁内ワーキンググループが合同で次期計画を策定するために、具体的な課題や施策・取り組みについて幅広く協議検討を行うための会議です。
- ・本会議で協議検討を行った内容については、大津市社会福祉審議会地域福祉専門分科会へ諮り、審議を行います。

① 社会福祉審議会

10名の委員で構成する市の地域福祉計画の諮問会議（社会福祉審議会 地域福祉専門分科会）

② プロジェクトチーム

約15名の各種関係機関により構成し、具体的な課題や施策・事業について幅広く協議検討

③ 庁内ワーキンググループ

市役所全体の部署が連携し、全市的な取組を検討・実施

④ ワークショップ

市民等を対象としたワークショップを開催し、ニーズを把握

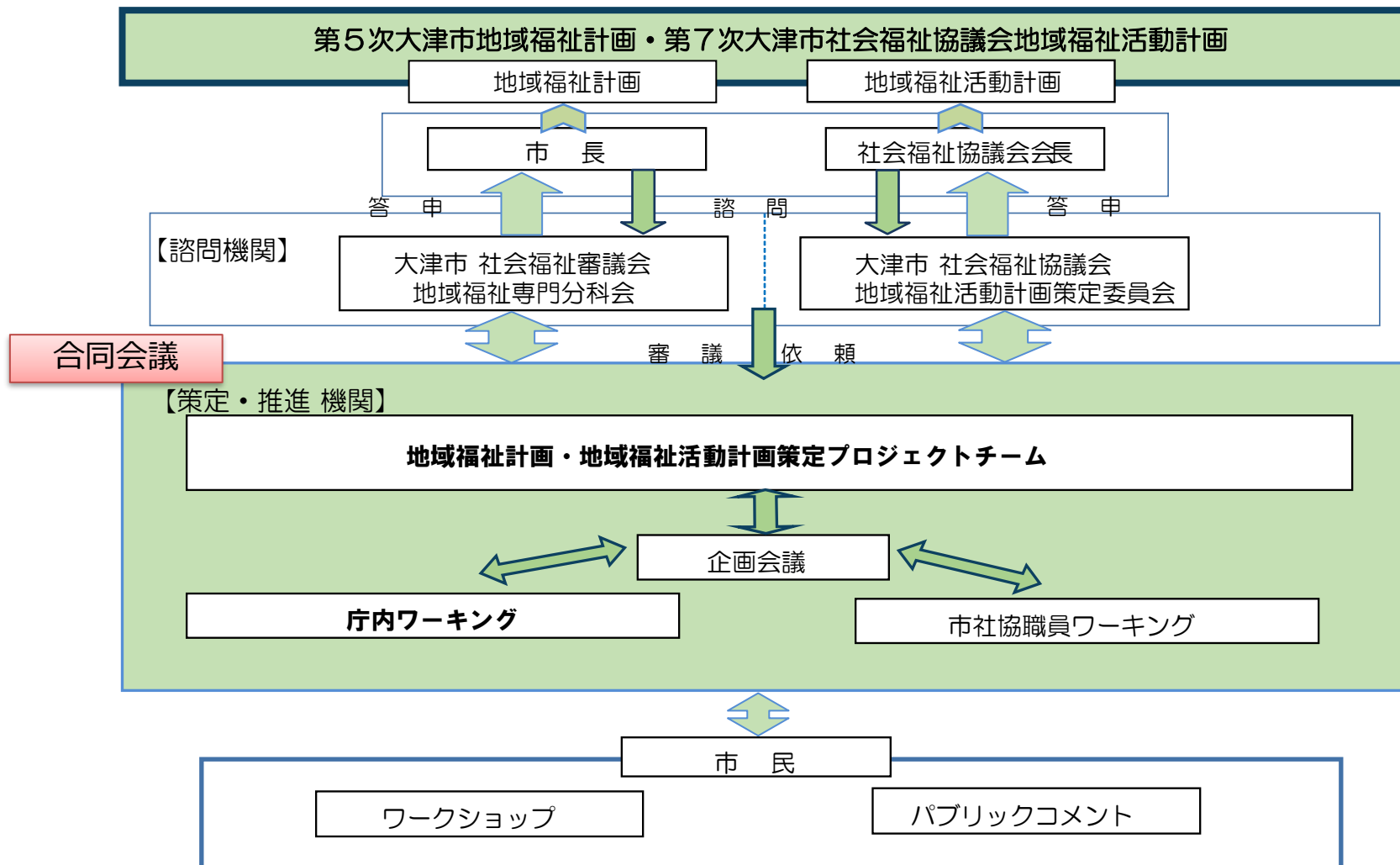
⑤ パブリックコメント

計画原案に対し、市民から提出いただいた意見・情報を考慮して意思決定を行う手続き

5. 計画の策定体制について

骨子案資料から再掲

(2) 体制図

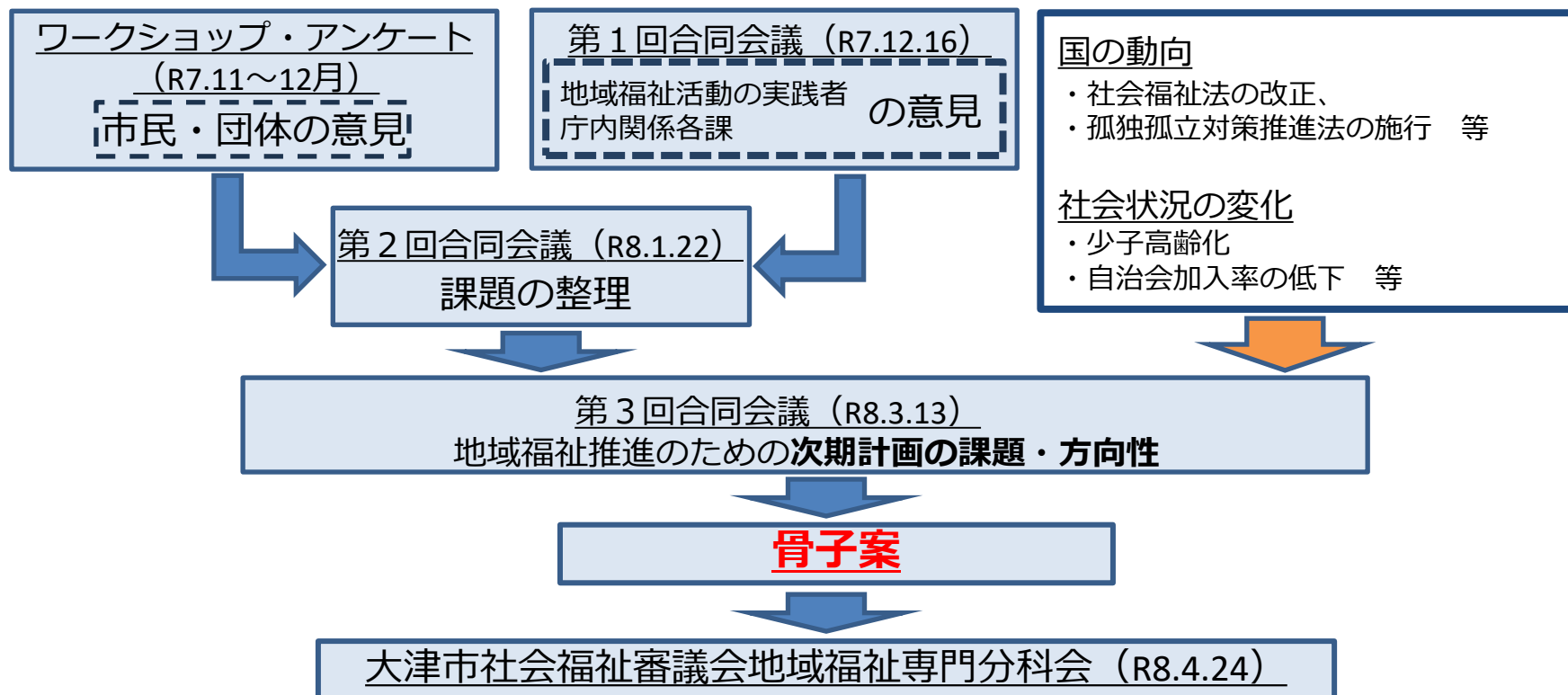


6. 計画策定の経過

骨子案資料から再掲（一部時点修正）

（1）骨子案の作成経過

令和7年度は第5次地域福祉計画（以下「次期計画」という。）の策定に向け、市民・団体を対象としたワークショップ・アンケートを実施するとともに、ニーズや地域課題についての意見、地域福祉活動の実践者や庁内関係各課で構成された計画策定プロジェクトチーム・庁内ワーキンググループ合同会議を実施し、各取組に関する意見をいただきました。これらの意見や地域福祉を取り巻く社会状況の変化、社会福祉法の改正等の国の動向等を考慮し、地域福祉推進のための課題と方向性を整理したうえで、次期計画の基本理念、基本目標からなる骨子案をまとめました。



6. 計画策定の経過（骨子案）

骨子案資料から再掲

基本理念

一人ひとりを認めあい、支えあう、おおらかなまち“大津”

基本目標 1

分野を越えたネットワークの力で
市民ニーズを受け止め支援する体
制づくり

<方向性>

- ・ 関係機関が分野を越えて連携
できる仕組みづくり
- ・ **【再犯防止推進計画】を包含**
- ・ 本人の意思を尊重した権利擁
護支援の推進
- ・ **【成年後見制度利用促進計画】
を包含**
- ・ デジタル技術を活用した取組
の推進
- ・ 情報を必要な人に届ける取組
の充実

基本目標 2

多様な参加と新たなつながりで
持続可能な地域社会のしくみづ
くり

<方向性>

- ・ 興味・関心をきっかけに
人と人とがつながる地域
づくり
- ・ 世代や分野を越えた多様な
参加を生み出せる取組の推
進
- ・ 多様な活動主体との協働に
よる地域福祉活動の推進
- ・ 支援が必要な人が参加しや
すい場の提供

基本目標 3

地域住民同士が助けあい支えあ
える関係づくり

<方向性>

- ・ 福祉を育む機会の充実
- ・ 地域における福祉の活性化
- ・ 個人の問題に気づき、互いに
支えあえる関係づくり
- ・ 平常時からの助けあい、支え
あいができる顔の見える関係
づくり

重層的支援体制整備事業実施計画を包含、孤独・孤立対策を計画へ反映

6. 計画策定の経過

(1) 計画素案の作成経過

令和8年度は大津市社会福祉審議会地域福祉専門分科会で骨子案についての審議を行うとともに、これまでに計画策定プロジェクトチーム・庁内ワーキンググループ合同会議を合計2回実施し、基本目標ごとの方向性に連なる取組内容に関する意見をいただきました。また、令和8年6月の市議会通常会議にて骨子案をご報告いたしました。これらでいただいたご意見を踏まえ、取組内容を整理したうえで、次期計画の素案をまとめました。

大津市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 (R8.4.24)
次期計画の骨子案について審議

第4回合同会議 (R8.5.25)
基本目標・方向性ごとの具体的な取組内容の洗い出し

令和8年6月市議会通常会議 教育厚生常任委員会 所管事務調査 (R8.6.24)
次期計画の骨子案について報告

第5回合同会議 (R8.7.6)
取組内容のうち、重点的に取り組むべきこと・具体的な実施方法・成果のイメージを検討

計画素案

第2回大津市社会福祉審議会地域福祉専門分科会
(R8.7.30)

国の動向

- ・社会福祉法の改正、
- ・孤独孤立対策推進法の施行 等

社会状況の変化

- ・少子高齢化
- ・自治会加入率の低下 等

7. 計画素案の構成

第1章 計画の策定にあたって	1 計画策定の趣旨	素案本編 p 1
	2 地域福祉に関する国や社会の動向	p 5
	3 計画の期間と策定体制	p 8
第2章 大津市の地域福祉を 取り巻く現状	1 統計からみる市の現状	p 10
	2 前計画の評価	p 14
	3 大津市の地域福祉の課題	p 20
第3章 計画の基本的な考え方	1 基本理念	p 25
	2 基本目標	p 26
	3 施策体系	p 28
第4章 施策の展開	1 基本目標 1 分野を越えたネットワークの力で市民ニーズを広く受け止め支援する体制づくり	p 29
	2 基本目標 2 多様な参加と新たなつながりで持続可能な地域社会のしくみづくり	p 38
	3 基本目標 3 地域住民同士が助けあい支えあえる関係づくり	p 44
第5章 施策の推進	1 進行管理	p 60
	2 推進体制	p 61
資料編	1 大津市の現状に関する補足データ	
	2 計画の策定経過	
	3 用語解説	

各章の構成について、章の構成、大項目は現計画を踏襲し、その他の部分については基本的に現計画の内容を踏まえながら、現在の課題へ対応した内容にしていきます。

8. 計画素案の主な取組

基本目標 1

分野を越えたネットワークの力で市民ニーズを受け止め支援する体制づくり

素案本編p.29～

方向性 1

関係機関が分野を越えて
連携できる仕組みづくり



- ・多分野・多機関が連携し、切れ目のない支援を推進します
- ・専門職の人材育成と支援者への支援を行います
- ・更生支援を推進し、地域で立ち直りを支えます

【再犯防止推進計画】

方向性 2

包括的な相談と
アウトリーチ支援の充実



- ・身近に「聞きに行ける」窓口の充実と「相談する」大切さの周知を行います
- ・アウトリーチ等により支援につながりにくい人への支援を進めます
- ・受け止めてつなぐ、包括的な相談支援体制を構築します
- ・包括的に受け止めた問題に対応する庁内連携を図ります
- ・デジタル技術を活用した相談の仕組みづくりに取り組みます

方向性 3

本人の意思を尊重した
権利擁護支援の推進

- ・権利擁護支援を推進します
- ・本人を中心とした地域連携ネットワークを構築します
- ・権利擁護支援の中核機関を充実します
- ・権利侵害、虐待の防止と対応の充実を図ります

【成年後見利用促進計画】

方向性 4

情報を必要な人に届ける
取組の充実



- ・多様な媒体を活用し、福祉情報をよりわかりやすく届けます
- ・情報を必要な人に届け、つなぐための人材を育成します
- ・デジタル技術を活用した情報発信を充実します



・・・重層的支援



・・・孤独・孤立対策



・・・ケアラー支援

8. 計画素案の主な取組

基本目標 2

多様な参加と新たなつながりで持続可能な地域社会のしくみづくり

素案本編p.38～

方向性 1

興味・関心をきっかけに
人と人がつながる地域づくり

- ・ ボランティアやNPOの活動の場を充実します

方向性 2

世代や分野を越えた多様な人の
参加を生み出す取組の推進



- ・ 地域課題の解決につながる場づくりを進めます
- ・ 地域福祉活動の担い手確保に努めます

方向性 3

多様な活動主体との協働による
地域福祉活動の推進

- ・ 住民自治組織・各種団体等との連携を図ります
- ・ 協働の機会の拡充に努めます
- ・ 官民を越えて協働で取り組む事業を進めます

方向性 4

支援が必要な人が
参加しやすい場の提供



- ・ 支援が必要な人がつながれる居場所づくりを進めます

8. 計画素案の主な取組

基本目標 3

地域住民同士が助けあい支えあえる関係づくり

素案本編p.44～

方向性 1

福祉を育む機会の充実



- 地域のニーズに応じた新たな活動を推進します
- 福祉を知り、活用する力を育みます
- 多様性を尊重する地域づくりを推進します

方向性 2

地域における福祉の活性化

- 民生委員児童委員や学区社協の活動が充実するよう支援します
- 自治会等の活性を支援します

方向性 3

個人の問題に気づき、
互いに支えあえる関係づくり



- 関係機関や民生委員と連携し、孤立防止の見守り体制を推進します
- イベントや日常のあいさつを通じて変化に気づける関係づくりを促進します

方向性 4

平常時から災害時も助けあいができる
顔の見える関係づくり

- 災害時にも安全・安心に避難できる関係づくりに取り組みます
- 避難後も安心できる避難所の整備を行います

9. 今後のスケジュール

令和8年度

項目	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	②7/30 (素案)			③ (計画案)				④ (最終案)	● 答申
計画策定プロジェクト・ 庁内ワーキング合同会議			④ (計画案)						
教育厚生常任委員会			(素案)			(計画案)			(最終案)
パブリックコメント									